

お客様の年齢や状況に応じた声かけも行おう

年金への正しい理解を促す声かけとトク例をお客様別に紹介する。

1 60歳以上で現在継続雇用で働くお客様

「もう年金は受け取られていますか？」



60歳で退職後も就労し厚生年金に加入している人の中には、特別支給を含む老齢厚生年金の受給資格がある人もいます。働きながら老齢厚生年金を受け取る場合について、一定の要件において年金支給を抑制する仕組みが、在職老齢年金制度である。

60〜64歳の人では、「総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計」が28万円を上回ると、特別支給の老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になる。65歳以上の人については、「総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計」が46万円を超える場合に、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になる。

金指 光伸

これを逆に考えると、給与等

の月額と受け取っている年金月額の合計が、60〜64歳では「28万円」、65歳以上では「46万円」を超えなければ年金の支給停止はないことになる。まずは、この仕組みを理解しておきたい。

長く働いても損にはならないと伝える



在職老齢年金へのお客様の誤解は非常に多い。一つの理由は「支給停止」という表現だと思われる。在職中に年金を請求しても、支給停止が将来にわたり続いたり、後から停止分がもらえたりすることはない。もしこうした誤解をしているお客様がいたら、年金を請求することを勧めるとよい。

人生100年時代に資産寿命

2

会社員として勤務経験があり60歳台前半から年金がもらえるお客様

「特別支給の老齢厚生年金は受け取られていますか？」



老 齢基礎年金と老齢厚生年金は65歳からの支給だが、特別支給の老齢厚生年金については、現時点（2019年2月）では「報酬比例部分」を62歳で受け取ることができる。

その支給開始年齢は、13年度から3年に1歳ずつ引き上げられてきており、男性であれば、19年度には63歳、22年度には64歳、25年度には65歳となる。女性

はここから5年ずつ後ろ倒しになる計算である。現時点でも基礎年金と厚生年金の満額が受給できるのは65歳からだ。特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は、62歳から受け取れるというのだ。

しかし、「公的年金の支給開始年齢は65歳から」と喧伝されていることもあり、お客様の中には「皆、65歳からでない」と年金はもらえない」と誤解している人もいます。「公的年金が、満額」受け取れるのは65歳からであって、「受け取れるのは65歳から」ではない。もし、このような誤解をしているお客様がいたら、しっかりと制度の説明をしてあげてほしい。

後述のトーク例では、まずお客様の年齢を確認している。男性の場合、誕生日が昭和28年4月2日〜昭和30年4月1日の人は61歳から、昭和30年4月2日〜昭和32年4月1日の人は62歳から、特別支給の老齢厚生年金を受け取れる。

ちなみに、昭和32年4月2日〜昭和34年4月1日生まれの人

は63歳から、昭和34年4月2日〜昭和36年4月1日の人は64歳から受け取ることができ、「昭和36年4月2日以降生まれの人」からは受給資格がなくなるので注意したい。

請求手続きを促す声かけも必要



声かけを行う際は、お客様が特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たしている年齢か確認したうえで、「受け取られていますか」と聞くようにする。この会話のやりとりで、お客様は自分にも受給資格があることを知り喜ぶだろう。その際、

を延ばす対策として運用と並んで叫ばれるのが「長く働く」とだ。本ケースで「年金が減るなら、働くのをやめようかな」と言うお客様もいるかもしれないが、厚生年金に加入して働き続けられれば「60歳以後の賞与を含む平均月収×0.00519×60歳以後の厚生年金加入月数」で算出される金額が厚生年金に加算される点を伝え、長く働くことは「損」にはならないと説明しよう。

「このように声かけしてみよう担当者」再就職されたそうです。ね。もう年金は受け取られていますか？」
「お客様」いや、受け取っていないよ。働いている間に請求してしまつと、将来、厚生年金が減つてしまつと聞いてね」
担当者「在職老齢年金制度の要件にからなければ、年金の支給停止が生じることはないんですよ」
お客様「えっ、そうなの？」

「すぐに請求の手続きをしたほうがいいですよ」などと行動を促すことも必要だ。

なぜなら、年金は請求しないともらえないだけでなく、受給権の発生から5年経過すると遡つての受給ができないからだ。対象者には、その3カ月前に日本年金機構から年金請求書が送られているはずだが、見当たらないようであれば、最寄りの日本年金機構への訪問を促そう。

「このように声かけてみよう担当者」お客様は（2019年2月現在）62歳でいらつしやいますね。特別支給の老齢厚生年金は受け取られていますか？」
お客様「いや。私たちは、65歳にならないと年金はもらえないはずだろ」

担当者「基礎年金と厚生年金が満額支給されるのは65歳からですが、『特別支給の老齢厚生年金』は、現在、62歳の方には受給資格がありますよ」
お客様「えっ、じゃあ私も？」